

報告第33号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年10月16日提出

宇治市長 山本 正

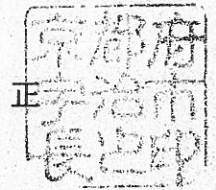
専 決 処 分 書

専決第7号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年7月20日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、道路上の事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 825,987円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名

専 決 処 分 書

専決第8号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年7月20日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 75,568円

2 損害賠償の相手方 住所

[Redacted address information]

氏名

[Redacted name information]

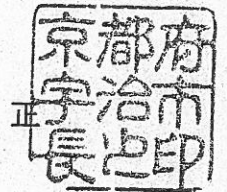
専 決 処 分 書

専決第9号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年7月23日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 311,130円

2 損害賠償の相手方 住所

[Redacted address information]

氏名

[Redacted name information]

専 決 処 分 書

専決第10号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年9月11日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 146,470円

2 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

専 決 処 分 書

専決第11号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年9月18日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 399,138円

2 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]  
[REDACTED]

氏名 [REDACTED]

専 決 処 分 書

専決第12号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年9月21日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、道路上の事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 4,990円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名